

でかけるチーム精神保健相談事業実施要領

1 目的

地域における精神保健福祉相談での困難事例に対応するため、そのニーズに応じて、こころの健康センターの専門職員によるチーム編成を行い、地域にてかけて専門的な技術援助及び支援を行い、もって地域の精神保健福祉活動の向上を図ることを目的とする。

2 対象

でかけるチーム精神保健相談事業（以下「でかけるチーム相談」という）の対象事例は、地域精神保健福祉活動の中で次の各号に該当するものとする（原則として市内居住者）。

- (1) 対応が困難な事例
- (2) 多職種による技術支援を行うことで、困難性の軽減および解消につながると判断される事例

3 事業の内容

- (1) 技術支援機能

各区の精神保健福祉相談のうち、困難事例に対して、技術支援（スーパーバイズ）を行う。

- (2) でかけるチーム相談

各区における困難事例に対して、地域等にてかけて相談を受け訪問を含めた危機介入等を実施する。

4 実施方法

- (1) 区保健福祉センターは、処遇困難事例等技術支援を必要とする場合はこころの健康センターに連絡する。
- (2) こころの健康センターは、相談票を作成し、情報の収集及び事例分析を行う。
- (3) こころの健康センターは、情報に基づいて対応策の検討を行う。
- (4) こころの健康センターは、区保健福祉センターと十分連携をとりチーム編成等の計画をする。
- (5) 区保健福祉センターは、「でかけるチーム相談」の受け入れ準備を行う。
- (6) 家庭訪問等を通じて、「でかけるチーム相談」を実施する。
- (7) チーム職員は、その役割に応じた技術支援を実施する。
- (8) 必要に応じて精神保健福祉法22条・23条・34条等の法制度を活用する。

5 チーム職員の役割

(1) 精神科医師

対象者の問題に対して精神科医療の立場から、助言指導を行う。

(2) 臨床心理職員

対象者や家族の心理を理解し相談者を支援することを基本に、心理的な立場から精神科医師、精神保健福祉相談員に協力して技術的助言指導を行う。

(3) 精神保健福祉相談員

区保健福祉センターの相談窓口として、調整を行うとともに問題の整理や助言指導を行う。

6 費用の徴収について

無料

7 運用

平日勤務時間内で対応する。

8 人権への配慮

本事業の実施に当たっては、人権及びプライバシーの保護に留意し、合理的配慮を行うこと。

附則

この要領は、平成12年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から一部改正する。

この要領は、平成20年4月1日から一部改正する。

この要領は、平成25年4月1日から一部改正する。

この要領は、平成26年4月1日から一部改正する。

この要領は、平成28年4月1日から一部改正する。

この要領は、令和5年12月1日から一部改正する。